

薬事法から医薬品医療機器等法へ

少し旧聞になってしまいましたが、昨年十一月二十五日、薬事法が改正され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と法律の名前が変わりました。長い名前のため、その略称をどういつ呼び方にするか、議論になっているようです。法律上は、「医薬品医療機器等法」ですが、厚生労働省は、医薬品食品局の課長が、「医薬品医療機器法」と呼びこととするが、「薬機法」でもよい、と話したようです。

それはさておき、「薬事法」の名は、昭和十八年制定薬事法が出発点です。それまでの薬品営業並薬品取扱規則(薬律)と、売薬法(主として市販薬を規制)、薬剤師法(大正十四年制定)、麻薬取扱規則などの法律を統合して、「薬事法」とされました。戦時下の薬事法ですから、強兵策のための「国民体位の向上」、そして医薬品の安定供給確保が絶対的な目標でした。

戦後の昭和二十三年には、GHQの指示で、その戦時薬事法を全面改正して、旧薬事法が制定されました。さらに、昭和三十五年には、その旧薬事法を大幅に見直し、現行薬事法(すなわち現在の医薬品医療機器法)が制定されました。その年、同時に現行「薬剤師法」が制定されています。旧薬事法は、「薬事法+薬剤師法」の二法の性格を持っていましたので、二つの法律に切り離すことも大きな目的でした。昭和三十一年に、医薬分業法(医師法、歯科医師法及び薬事法の一部改正が制定されており、これを受けて、薬剤師会などから二法分離の要求が強まったことも新法制定の理由だったようです。

この昭和三十五年という年は、「六十年安保」の年でした。国論は二分し、国会は大荒れでした。その大荒れの国会で、現行薬事法案、現行薬剤師法案の審議が行われたわけです。ですから、二法は、国会会期末ギリギリで可決承認されました。

それから半世紀以上を経て、「薬事法」の名前が消えることとなりました。今回の薬事法の改正は、医療機器に係る改正、再生医療等製品の規制が主な目的でしたが、時の流れとはいえず、長年「薬事法」の名前に親しんできた者としては、感慨深いものがあります。

参議院議員

藤井基之

若かりし藤井基之議員の思い出

公益社団法人日本食品衛生協会 高谷 幸

私が藤井基之議員と出会ったのは、昭和四十九年、当時私が、愛知県から初めて厚生省(現在の厚生労働省)環境衛生局乳肉衛生課に赴任してからのことでした。

当時の食品衛生行政は、食品衛生課、乳肉衛生課、食品化学課の三課で食の安全確保に関する行政を行っていました。一課当たりの人数も十人足らずで、毎日夜遅くまで家路を辿るのはその日のうちに家にたどり着けば吉とする毎日でした。

当時の食品三課の課長は大変個性の強い方ばかりで、決済を貫いて行くと、自分の意に沿わないと起案文書を手渡して返すのではなく、後ろを向いたまま投げ捨てると、今では考えられないようなこともしばしば目の当たりにし、厚生省は恐ろしいところとの印象が今でも記憶に残っています。

当時食品化学課のエース的存在であった藤井議員も、この試験に耐えられて今の議員が存在するのかと、時に懐かしく思い出しております。

また、私が数年経って係長に昇進し、初の基準を作成するため食品衛生調査会部会長に説明に行くとき、食品化学課から課長補佐であったか専門官であったか記憶は曖昧ですが、藤井議員も同席されて、私が部会長に説明しているそばで助け船を出していただき、助けられた思い出は時が経った今でも、鮮明に残っています。

この様な人となりの藤井議員は優しさがありますが、優しさがありすぎるのではと、少々心配もしています。

コラム

国政を担っていらっしゃる藤井議員には優しさも大切ですが、人には非情と思われる決断をしなければならぬことも、これから遭遇する場面があると思います。是非その時は非情になることも世の為、人の為となることであれば、英断されることを願っております。



コントラクトブリッジと私

もとゆき会幹事 兼岩芳樹

**「近しく・親しく
藤井基之先生と懇談
する会」開催！！**

日時：平成27年2月19日(木)
午後6時30分～8時40分
場所：KKRホテル東京
孔雀の間

27 2 19

KKR

1

2



4 1925 N-S E-W 2
4 () 13
()

3

1982

2007

JCBL

JCBL

JCBL
8000

70

80

JCBL



HP :

<http://www.fujii.tv/>



100-8962

2-1-1
1218

Fax

藤井基之浜町事務所

103-0007
東京都中央区日本橋浜町2-35-7
島鶴ビル601号

Fax